

# 令和2年度予算編成方針

令和元年11月5日  
安芸太田町

# 目次

■ はじめに	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	2
■ 予算編成にあたっての基本方針	2
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	7
【参考】平成30年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	10
【参考】平成30年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	11

## ■ はじめに

現在の国内景気の状態は、内閣府が公表した10月の月例経済報告において、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とされ、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしているところです。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行きなどの海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向への留意、更には、令和元年台風19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響にも十分留意する必要があるとしています。

こうした中、国は、令和2年度予算編成において、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身の重点化を進めるとしており、地方行財政改革では、地方歳出について、新経済・財政再生計画の目安に従い、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげるとしたほか、社会保障関係費の増加や人口減少・高齢化の下で新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処するため、持続的な地方行財政制度の構築に取り組むこととしています。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」により、次年度から始まる、地方創生の第2期の「総合戦略」では、地方へのひと・資金の流れの強化や、Society5.0の実現に向けた技術の進展やSDGsを原動力とした地方創生の推進に加え、人材育成、民間との協働などを進めていくことが求められています。

本町においては、令和元年度、「持続可能な町づくり」を施策の統一テーマとして掲げ、主として、地域コミュニティの再構築や公共交通体系の再編をはじめ、教育施設の整備や教育水準の引き上げ、更には、子ども・子育て支援に関する施策の展開、地域商社の事業推進や新規就農者の育成などによる地元産業の支援のほか、安全安心のまちづくりの観点による防災体制の強化などに取り組んでまいりました。

令和2年度は引き続き、これらの事業を重点施策に据えて、国と方向性を一にして「持続可能な町づくり」を進め、定住人口の維持・拡大を確実なものとするとともに、経済の好循環を促す施策を展開することで、地域の活性化を図るとともに、住民が安心して暮らせる町づくりの構築を目指します。

また、次年度は、第二次長期総合計画の「後期基本計画」の初年度となる年であるとともに、地方創生における、本町としての新たな「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）の取組をスタートさせる年でもあります。

これらの施策展開が、これまでも増して成果として、本町で生活する住民の皆様にご実感していただけるよう、職員一人一人が強い意識と実行力を持って、各施策を計画的かつ着実に実行し、行政評価指標の達成に向けて一丸となって取り組むこととします。

## ■ 本町の財政状況と今後の見通し

本町の平成30年度決算数値における財政指標は、将来負担比率が69.1%から65.5%に好転しているものの、実質公債費比率は前年度から0.8ポイント悪化して10.3%に、経常収支比率も96.5%から103.3%と上昇し、財源の余裕や財政構造の弾力性が全くない状態となりました。

また一般会計の実質収支も、財政調整基金からの繰入金により黒字を保っており、町財政が厳しい局面に置かれている姿が顕在化しました。その背景には、人口減少に比例して町税収入が右肩下がりで減少していること、加えて、町村合併から一定年数が経過して地方交付税の合併算定替の段階的縮減が進み、歳出予算規模に見合うだけの歳入財源の確保が困難となりつつある等の財政事情があり、こうした傾向は今後も続くと思込まれます。

なお、本町の財政調整基金の残高は、平成30年度末時点で約26億8千万円ですが、このうち6億円程度を本年度中に取り崩す計画であることに加えて、町債返済の負担増も相まって今後一層厳しい財政運営が避けられない見通しです。

このまま実質的な歳入予算と歳出予算との乖離が縮まらなければ、数年先には極端な緊縮財政を余儀なくされる事態となることが高い確率で予想されます。

そのため、歳入に見合った予算規模となるよう、引き続きふるさと納税の推進等による歳入の確保や起債の償還が一段落するまで大規模投資を抑制する等、歳出を削減し財政リスクの回避に努め、町の発展に真に必要な事業には投資をためらわないが、既存事業のスクラップにより事業費を捻出することを基本とし、持続可能な町財政の実現を目指します。

## ■ 予算編成にあたっての基本方針

令和2年度の予算編成では、長期財政推計を踏まえた財政運営方針を基本としながら、前年度決算結果や、長期総合計画に掲げたビジョンの達成・実現状況を踏まえ、これまでも増して、「成果指向の行政運営」や「歳入予算規模に応じた事業編成」の徹底を図りながら、向こう5年間の施策展開の羅針盤となる同計画の後期基本計画や第2期総合戦略による新たな地方創生の取組等を効果的に進めていくための財政運営体制を構築するため、次の考え方を基本に予算編成を行います。

### 1 第2次長期総合計画後期基本計画・第2期総合戦略に沿った施策展開の徹底

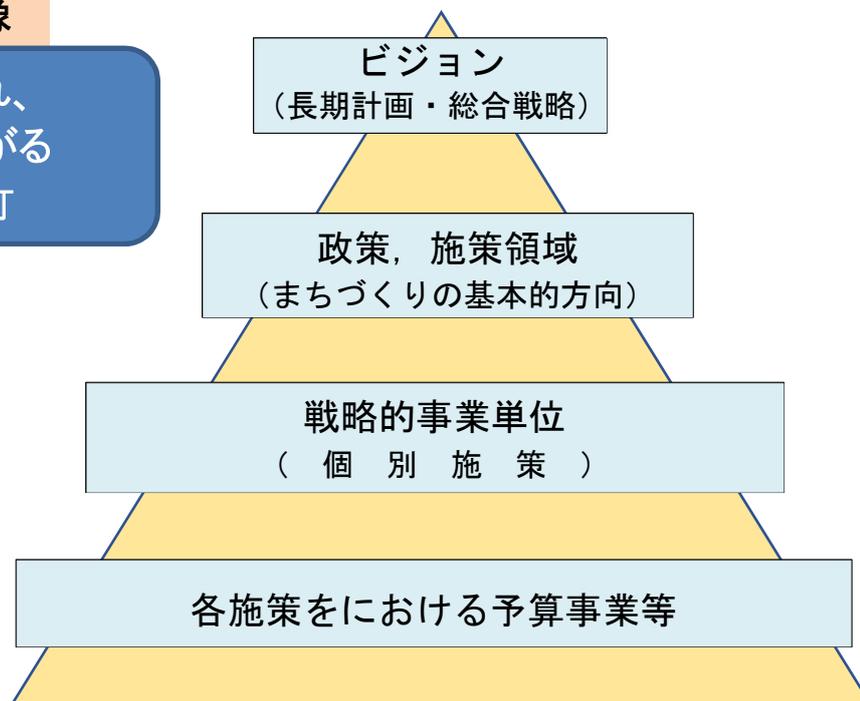
令和2年度は、第2次長期総合計画の後期基本計画及び第2期総合戦略のスタートの年度です。計画や戦略に掲げられた施策の展開について、これまでの取組を十分に検証した上で、成果指向を徹底し、住民生活の質的向上等に寄与する具体的な目標設定とその達成に向けた計画的かつ効果的な戦略を立て、短期的な検証等（PDCA）を重ねながら、実効性のある取組を進める必要があります。

また、短期・中期的な視点で将来の町の姿を想定し、これまでの各施策単位における「目的（領域、目標）」に、ズレ、ギャップ等が生じていないか。また、新たな課題や目標の設定の必要性はないかを検討し、令和2年度に実施すべき施策を戦略的に進める必要があることから、これらの視点を踏まえて、必要な事業費を十分に精査し要求を行うこと。

## 本町の長期総合計画・総合戦略における体系イメージ図

### めざす将来像

豊かさあふれ、  
つながりひろがる  
安芸太田町



## 2 行財政改革の更なる推進

令和2年度において、本町の地方交付税は一本算定化されるため、一層の歳出抑制を基本とした財政運営が求められます。そのため、基準財政需要額と実際の行政運営コストの差額を縮める努力を怠れば、単年度赤字で留保資金を食い潰し、最終的には累積する負債で行政運営が立ち行かなくなります。

こうした状況を職員個々が十分認識し、将来においても安定的に行政サービスを提供できるよう、歳出の大胆な見直しを図り、限られた財源を有効に活用した予算原案の作成に努めること。

また、予算要求にあたっては、長期財政運営方針に掲げる取組目標や財政ヒアリングで意見交換した内容等を踏まえ、財政課題の迅速な解消を図り、本質的な予算削減に繋げること。

特に、成果の乏しいソフト事業の廃止、遊休資産の除却（賃借用地の返還を含む）、人件費の削減等を計画的に進めること。

### 長期財政推計を踏まえた今後の財政運営方針

- 歳入予算に見合った事業規模となるよう、安芸太田町第二次行財政改革大綱に従い、行政コストの削減を進める。
- 経常経費を圧縮し、財政構造の最適化を図り、人口減少社会に対応できるミニマムな組織づくりを目指す。
- 起債の償還が一段落するまで大規模投資を抑制し、財政リスクの回避に努める。
- 真に必要な事業には投資をためらわないが、既存事業のスクラップにより事業費を捻出することを基本とする。

#### ■ 持続可能な財政運営の推進（本質的な歳入確保・歳出予算削減に向けた重点取組）

- ・ 一般財源の確保（住民の所得水準向上に資する施策展開〔町税収入の増収に向けた取組〕、ふるさと納税の推進）
- ・ 人件費の削減（会計年度任用職員制度導入・定年延長等を見据えた定員管理の適正化、時間外勤務の縮減）
- ・ 組織の効率化（支所機能見直し、公共サービス拠点集約化）
- ・ 遊休資産（公共施設等）の除却、賃借用地の返還（賃借料の適正化） ・ 効果検証を踏まえた各種ソフト事業の再編

### 3 事業の選択と集中、新規事業の提案

従来からの施策を惰性で続けるのではなく、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に事業成果が見込まれる施策提案があれば前向きに予算の割り当てを検討するので、今後の事業展開の見通しや成果目標について説明できるよう、事前の準備を進めること。

他の自治体の優良事例を参考に、町の発展に資する効果的な事業を意欲的に提案すること。

### 4 要求額の精度の向上

金額や計上漏れのチェックだけでなく、予算費目にも目を配り、補正や流用の縮減を図ること。

また、前年度予算のコピーではなく、ゼロベースで事業の見直しに取り組むとともに、事業ニーズを予め関係先に照会するなどして、年度末の不要額の発生を抑制すること。

### 5 財源確保に係る情報収集の徹底

関係官庁の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。起債についても過去の事例等を参考として充当の可能性を積極的に模索すること。

### 6 外部委託の範囲の精査・価格競争の徹底

年次計画の更新等については、全てを外部機関に委ねるのではなく、自前で作成することを基本に、必要最小限の範囲（アンケートの収集や高い専門性が求められる分析作業等）に極力限定するとともに、参考見積を徴する際は、複数者に依頼することで、経費の縮減と契約事務の透明性を図ること。

### 7 役割分担の明確化と成果指標の共有

関係機関が各々に果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、外郭組織や指定管理先団体については、パフォーマンスを存分に引き出すとともに、緊密な連携を図り、町政と一体となって成果指標を設定し、目標の達成にあたること。

### 8 後年度財政負担の軽減

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくため、投資的経費を抑制し、町債発行額の縮減を図ること。

また、公共施設の老朽化に伴う維持改修に要する費用の増大は、今後の行財政運営における重大な課題であることから、役割を終えた町有財産の除却を積極的に進めるとともに、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

### 9 会計年度任用職員制度への対応

次年度に向けて、本年度まで非常勤特別職に対する報酬又は臨時職員に対する賃金として予算計上していたもののうち、会計年度任用職員に移行するものについては、別途、総務課通知等により積算し、必要な経費を要求すること。

### 10 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映する等の確に対応すること。

## ■ 予算編成日程

(1) 令和2年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月5日(火)	課長会議「予算編成方針」発表
11月6日(水) 予定	戦略的重点指定(候補)事業の提示(財政担当・企画課)
11月18日(月)	戦略的重点指定事業に係る調書類の提出期限
11月19日(火)～12月6日(金)	戦略的重点指定事業ヒアリング期間(財政担当・企画課)
12月7日(金)～12月20日(金)	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
12月23日(月)～1月6日(月)	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1月7日(火)～1月22日(水)	総務課長・財政担当ヒアリング期間
1月23日(木)～1月24日(金)	総務課長・財政ヒアリング集計処理
1月27日(月)～1月31日(金)	副町長査定期間
2月3日(月)～2月7日(金)	査定内々示書の通知・副町長査定集計処理
2月10日(月)～2月14日(金)	町長査定期間
2月17日(月)～2月21日(金)	査定内示書の通知・各種予算議案の作成

(2) 並行する令和元年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
10月21日(月)～11月1日(金)	12月補正予算要求書財務会計システム入力期間
11月5日(火)～11月15日(金)	12月補正予算ヒアリング期間
～1月31日(金)	3月補正予算要求書財務会計入力期間
2月3日(月)～2月7日(金)	3月補正予算ヒアリング期限

## ■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く。)</li> <li>○ 公債費に係る経費</li> <li>○ 扶助費(20 節及び措置委託料のうち法定扶助に限る。)に係る経費 ※但し過大とならないように</li> <li>○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限るため詳細資料の作成が必要。)</li> <li>○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費</li> <li>○ 令和2年度中に執行が見込まれる選挙に係る経費</li> </ul>	※所要見込額
② 法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等に基づく義務経費</li> <li>○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費</li> </ul>	H30決算額、R1決算見込額を踏まえた所要見込額
③ 老朽公共施設 保全活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの(③-1)	補助事業は年度計画の明示額
	○ 計画化されていない維持修繕費は新年度では抑制(③-2)	0円ベース
④ 戦略的重点指定枠	○ 後期基本計画や第2期総合戦略の実施において、特に重点的に事業執行を行う必要がある事業(新規事業を含む)と町長が認めたもの(戦略的重点指定事業ヒアリング対象)	所要見込額
⑤ 投資的経費	○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る ※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること	計画額のみ
⑥ 各課主要事業及び ルーティン事業経費	○ 上記要求区分1～5以外の経費で、各部署の効果的かつ戦略的な事業の執行に係る経費 <b>※ 消費税増税の積み増しは査定において最大限考慮するものとする。</b>	R1年度当初予算における一般財源額の90%に特定財源を加えた額の範囲内

## ■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの設置目的に沿って事業を推進し、合理的、効率的、自律的な運営が求められている。

特に一般会計からの「繰出金」については、地方交付税の減額等により一般会計が厳しい財政事情になることから、ルール分であっても満額繰り出すことができない状況のため、一般会計繰出金に依存しない財政運営を行い。一層の経費節減、効率化に努め、独立採算の原則を堅持すること。

## ■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

### （１）歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	令和元年度決算見込みを元に積算し、経済・景気動向を見極めて、税制改正等に注視し、予算割れすることがないように、確実に見込まれる収入を見積もること。 なお町税は、歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、消費税率改正が影響する場合の料金改定を具体的な視野に入れた見直しと、徴収率の向上を図ること。資料作成に当たっては、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、確実な見込み額を計上すること。他市町の実態等も調査すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視して可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 補助事業ということで安易に対応することなく、後年度の一般財源負担にも留意するとともに必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。特に消費増税の影響額について、的確に把握すること。
⑥ 町 債	引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標に、地方債残高の抑制に努める。 事業費要求に当たっては、地方債の発行が可能かどうか必ず検証を行うとともに、過疎計画等確認し、未計上の場合は企画課と調整の上、過疎計画変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については財政健全化の取り組み事項と考え、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金については、原則繰入を行わないことを基本とするが、新規事業の国県補助金・適債性を整理する中で必要な場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当すること。
⑨ その 他 諸 収 入	ふるさと納税の推進・広告や看板収入等の募集などを、各部署においても推進や導入し、漏れなく計上すること。また、内容を再確認し、年度途中で科目を追加して収入処理をしているものは当初予算に必ず計上すること。諸収入については、制度改正、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な積算に努め、広告収入など創意工夫での財源の確保を図り、増収に努めること。また、延滞金の徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意すること。

## (2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

先例にとらわれることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めること。

### (ア) 科目別要求基準

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。 会計年度任用職員については、別途、総務課通知等により積算するとともに、非常勤特別職については、業務内容等を精査して要求すること。
② 普通建設事業費	長期総合計画における主要事業・新規事業調書の提出を必須とする。また、施設の修繕、建築工事については、公共施設等総合管理計画との調整などを財政担当と協議すること。 併せて継続事業は後年度事業計画も明示し、事前の協議と具体的な諸計画(規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等)を添付すること。故に非計画的な要求はゼロ査定とする。※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること
③ 物件費	<b>■ 総額で今年度当初予算額比「5%減」とすること。</b>
報償費	謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。
旅費	必要最小限の日程・人数にとどめ、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料（ETC料金）については片道利用を前提として計上すること。
需用費	「消耗品費」については、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。 「燃料費、光熱水費」は、決算数値の精査と、消費増税を考慮した節減に努めること。 「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、全て認めない。 「印刷製本費」については、重複したり非効率なものは、抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載を積極的に活用して抑制を図ること。 「修繕料」については、数年間の決算額と対比して、適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の枠の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。
委託料	指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や内容・金額共に十分精査し、徹底した見直しを図ること。長期継続契約については消費増税に留意して、契約書にも税額を明示しておくこと。
役務費	通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。
備品購入費	投資的経費を除き、極力、予算要求は行なわないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用がされない実態があるものは、ゼロ査定とする。
使用料及び手数料	事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すると共に、コピーパフォーマンス料が右肩上がりになっているので、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。遊休地の土地賃借契約は、時限を定めた非継続の契約に整理しておくこと。

④ 負担金補助 及び交付金	令和2年度から補助率の引き下げを予定している事業（イベント補助等）については、交付先との間に認識の齟齬が生じないように、事前の調整を図ること。調整が難航する場合は、財政担当に指示を仰ぐこと。 新規の補助事業等については、補助金ガイドラインに照らし合わせて交付基準の適合性をチェックすること。
⑤ 扶 助 費	前2年度の決算額及び今年度決算見込額を対比し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規主要事業として前もって提出すること。また国県補助金の翌年度償還金と対比し、過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月精算に係るものについては、年度平均額や対象者数の動向と併せて見込額を基金繰入金と共に計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては独立採算性の基本を元に、基準外繰入分は精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い計上すること。
⑨ 予 備 費	2,000万円とする。特別会計において突発的修繕費を計上する場合には、基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

#### (イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求漏れによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、予算漏れがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

#### (ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、基本的に、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

なお施設修繕で緊急対応や補正予算化した例のある会計は、予備費の要求額を加算し、かつ財源は特目基金を充当するものとして計上して差し支えない。

#### (エ) その他

要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別途予算減額を提示する。

## 【参考】平成30年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

### 1 公共施設等の管理計画の推進について

平成29年3月に管理計画策定後、その進捗状況が懸念されているが、課題も多く、施設の老朽化への対応、旧鉄道資産の除却対応などに財政負担のリスクも大きい。しかし、その中にあっても、上下水道などインフラの整備はライフラインを確保する上で最も重要であり、避けられない課題である。今後も財政的な年次計画とともに、効率的な取り組みを求める。

### 2 予算流用について

流用については28年度の実態に鑑み、一昨年度指摘事項として記載したところであり、29年度に引き続き30年度についても大きく減少している。今後とも、当初予算編成時からの精査、事業執行状況の把握、十分な予算管理に努め、適正な予算執行を求める。

一方で、30年度においては、予算流用の理由として「予算計上科目の誤り」が多く見受けられた。当初予算編成時における確認作業を更に慎重に行われ、補正で対応できるものについては、補正対応を求める。

### 3 収入未済額の整理について

一般会計、特別会計ともに、年々増大する収入未済額について、各課の連携を図り、徴収体制の再構築を行うなど、全庁での改善策に取り組まれない。

### 4 町有林、財産区有林の管理体制について

山林管理には幅広い知識や経験が求められ、また、次の世代へと継承されていく必要がある。

しかし、数年で担当職員が交代する実態の中、知識や経験の継承が懸念される場所である。先を見通した山林管理という面に立っての管理体制を充実されたい。

また、筒賀財産区においては、平成26年度から行っていた分収育林契約者からの立木所有権の買取りが、平成30年度で完了した。契約期間の長期化による所有権の相続や住所移転など、困難事例が残る状況の中での完了は、大変な努力がうかがえる。

### 5 災害への備え

全国では、過去の経験を超える豪雨災害が頻発している。昨年、平成30年7月には、台風12号により西日本各地で平成の時代で最大といわれる豪雨災害に見舞われ、広島県では甚大な被害となった。災害後1年経過した今もなお、その復旧作業が続けられているところである。

本町においては、近年、幸いにも大きな被害に見舞われていないが、全国での大規模な災害を受け始められた町内統一非難訓練は、徐々に住民に浸透しつつあり、その取組みは継続と拡大を期待したい。今後も、各地の例や対応を検証され、また、議会からの指摘も多い各支所と本庁との連携を密に図られ、防災対策を進められたい。

# 【参考】平成30年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項（抜粋）

## 1 財政状況について

財源の余裕や財政構造の弾力性のない状態である。そのため歳入に見合った予算規模となるよう歳出を削減し、財政リスクの回避に努め、持続可能な町財政の実現を目指す報告を受けた、異論のないところだが、対処として、地方公会計制度・定員管理・基準財政需要額の指摘と併せての取組を求める。

## 2 地方公会計制度について

主体的で責任ある事業の計画等の際において、抱える様々な課題を解決するにあたって、客観的な根拠の1つとして、地方公会計により得られる情報を利用するという視点で考えることが大切である。

## 3 定員管理について

第三次定員適正化計画において2020年4月1日現在職員数を145人とする。その目標達成は不可能である。そのための対処として、職員一人一人が能力の向上と、幅広い思考力を持って住民のニーズ等に応えることが、住民への説明責任の向上でもある。その体制づくりを求める。

## 4 普通交付税について

普通交付税が交付される本町にとって必要なことは、基準財政需要額、基準財政収入額については、十分な精査を行い、主たる増減要因について予算編成時等に臨時財政対策債の振替額とあわせて報告し、財政健全化に向け、情報共有で更なる意識を高めることである。

## 5 定住促進事業について

定住促進の決め手は、就労であり、定住に結び付いた産業は、農業、林業、観光産業また、地域おこし協力隊による起業等である。そのために重要なことは、地方創生事業の行政が担うべき役割のスピードアップである。基盤事業の遅延は、生産活動に悪影響を徐々に強めることを指摘する。

## 6 子ども・子育て支援事業について

幼稚園の園児数が定員に満たないことから戸河内幼稚園廃止の事案が出ている。定員不足の要因は、預ける時間帯等が短く、働く保護者にとっては不自由さがある。預ける時間に自由さがあれば、現在の小学校と併設した環境の保育施設を選択する意見が多くみられることから、住民主体の活動で要望等が提出されたとき、窓口の姿勢は広げておくべきである。

## 7 がんばるビジネス応援補助金について

事業開始から5年が経過し、47件の活用です。商工会員数、事業者数の動向は、商工会のデータ比較で減少を抑制している。今後さらに事業者の活動を高めるため、関連機関と連携しフォロー体制の仕組みを求める。

## 8 道の駅再整備事業計画について

ソフト面について、農林水産物等の商品の安定した供給と品質管理を、民が市場責任を果たすには、生産から製品まで一朝一夕にはいかない。研究が必要である。早急に関係機関との協議会等を立ち上げ検討をすべきことを求める。

## 9 獣害対策について

これまで動物問題として扱われてきたが、農業農村の基盤強化のために、獣害解決は今後さらに重要な課題である。また、熊など出没は人命問題である。捕獲や被害対策の担い手も減少の傾向です。ICTの活用などによる安全で効率の良い対策に本格的な研究を進めることを求める。

## 10 環境基本計画について

技術革新等で環境影響評価法の対象となる事業開発が、域内、域外問わず行われていく可能性が今後出てくる。それに対し自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持など、未然防止と適正な環境への配慮がなされるよう、環境アセスメントの知識等の習得には十分な研究を重ねること。

## 11 介護サービス等諸費について

県内で、一人当たりにかかる給付費は高い状況である。家庭環境等で、施設に頼らざるを得ない状況で介護給付費の増額の要因となっている。介護給付の適正化については、点検、指導を関連機関と連携し計画的に行うことを求める。

## 12 学校教育について

2020年度より順次行われる新学習指導要領の内容の示しは「主体的・対話的深い学び」で、本町は、これまで積み上げてきた内容で、更なる向上を目指し、ICT等による教育環境を整えたところである。予測困難な時代に未来のつくり手となる教育に期待をする。

## 13 水道事業について

水道事業では、人口減少により、水需要の減少また、老朽化が進行しており、管路の更新が問題視されている。このような状況のもと、更新投資を着実に進めるため、長期間における更新需要の検討や財政収支の予測を行い、適切な資産管理に基づき進めること。

## 14 横川地区における水道事業について

下水道施設は、平成13年度にスキーシーズンの見込み客8,000人を想定した施設です。現在は、斜陽化、気候変動により見込み客は4割程度となっている。使用料の1,800万円は合理性に欠ける面が出てきている。現在、公共物のストックマネジメント手法が考えられている。様々な角度から再考すべきである。

## 15 安芸太田町病院事業について

医療費抑制、財政再建という点から公立病院運営への圧力が増す中、病院事業改革プランが示されている。今後、改善を加えながら役割、機能を明確にし、地域住民が一体となって地域医療を守る意識向上に努めること。また、病院に限らず組織にとって重要なことは「危機管理」と「リスク管理」で、様々な角度から研究を重ねることを求める。